

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年1月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区児童養護施設退所者等相談支援事業業務委託

(2) 目的

本業務は、児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、関係機関と連携を図りながら、就労・進学に向けた入所中の相談支援及び退所後のアフターケアの充実を図るとともに、個々の状況に応じた個別の継続支援計画を作成し、対象者が安定して自立を図ることができるよう支援することを目的とする。

(3) 支援対象者

世田谷区内に存する施設を退所した者またはその養育を世田谷区内に在住する里親等に委託されていた者

世田谷区児童相談所の措置（一時保護を含む）により施設に入所またはその養育を里親等に委託されていた者

上記以外の社会的養護出身者で区内に在住する者

については、継続的な支援の必要に応じて入所中（委託中）の者も対象とする。対象年齢は概ね40歳未満とするが、支援の必要性に応じて柔軟に対応することとする。

居場所支援の実施にあたっては、上記～に関わらず、広く利用者を募ることを妨げない。

(4) 業務内容

業務実施にあたっては、「世田谷区社会的養育推進計画」（別紙1）、「世田谷区児童養護施設退所者等支援事業（せたがや若者フェアスタート事業）の拡充について」（別紙2）の内容を十分に踏まえること。また、本事業は国の「社会的養護自立支援事業」（別紙3）に基づいて実施するものである。

（別紙1）～（別紙3）はプロポーザル説明書を参照のこと。

継続支援計画の作成

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項に第3号に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除後の対象者の支援に関する支援目標や支援内容等を記載した継続支援計画を作成すること。（想定数：20名程度）

イ 継続支援計画の作成にあたっては、対象者本人や児童相談所、里親、フォスタリング機関、施設など（以下「施設等」という。）対象者の支援に携わってきた機関等

と十分連携し、これらの者の意見を踏まえること。なお、計画作成の要否については、本人及び区と事前に協議して決めること。

ウ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。また、継続支援計画は、施設等において作成された自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

エ 継続支援計画に基づく支援内容について、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

退所を控えた者に対する支援

ア 児童養護施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、入所中からの支援に取り組むこと。

イ 退所を控えた対象者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

ウ 進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

エ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

退所後の支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の支援を行うこと。

イ 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

ウ メンタルヘルス、健康等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて臨床心理士等による相談支援機関の活用、医療機関や各支援機関等への同行等の支援を行うこと。

エ 支援にあたっては本人の意見・意向を尊重するとともに、支援ニーズを正しく把握するための相談手法や関係づくりなどについて工夫すること。

居場所支援

本事業の拠点となる事業所及びその他適当な場所において、対象者が気軽に集まり、意見交換や情報交換、情報発信等を行うことのできる場を提供すること。また居場所支援を通じて、利用者の支援ニーズを把握し、適切な支援につなぐよう努めること。

当事者の参加・参画及び自助グループ活動への支援

事業実施にあたり、社会的養護出身者の積極的な参加・参画及び育成、自助グループ活動への支援を図ること。

対象者への広報活動

ア ホームページの開設やパンフレットの作成・配布、その他有効な手段によって本事

業について対象者への広報活動を実施すること。

イ 児童養護施設等と連携した上で、退所を控えた時点から、本事業について対象者に周知し、退所後、気軽に相談に行ける環境づくりを行うこと。

関係機関との連携

ア 本事業にかかる相談支援活動にあたっては、施設等との連携を密にするとともに、他の関係機関とも適宜連携し効果的な支援を行うこと。個別ケースにかかる支援にあたっては、必要に応じて支援会議の実施や、他機関の会議へも参加するなど、支援の質の確保に努めること。

イ 区が必要と認めた会議等に参加するなど、区内の若者支援機関等と積極的に連携し、地域資源の活用を図るとともに、社会的養護や退所者等に対する支援の必要性に関する普及・啓発等に取り組むこと。

ウ 区内で実施している社会的養護の出身者を対象とした他の居場所支援事業や支援団体との連携のハブとしての役割を果たすこと。

その他、本事業の目的を達成するために必要な支援

区への報告等

ア 毎月の事業実施状況について、事業実施報告書を作成し提出すること。

イ 年度終了後、事業実績報告書を作成し提出すること。

ウ 本事業に係る活動記録・支援記録等を作成し、適切に保管するとともに、区が必要と認めたときはこれを提出すること。

エ 事業実施報告書、事業実績報告書の様式等については区と事前に協議の上、決定すること。

オ 今後、区が行う本事業の評価・検証の取組みにも積極的に協力すること。

(5) 業務体制

職員の配置

下記の職員を配置することとし、その他必要な職員を配置すること。

ア 支援コーディネーター：1名（常勤職員）

支援全体を統括すると共に、業務内容のうち継続支援計画の作成に係る業務を担当することとし、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

(イ)児童福祉事業又は社会福祉事業に5年以上従事した者

(ウ)被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、区が適当と認めた者

イ 生活相談支援員：1名

対象者への相談対応を主な業務とし、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ)自立支援に対する理解があり、区が適当と認めた者

事業所及び設備

ア 本事業の拠点となる事業所を区内に1箇所設置することとする。なお、事業所は居場所支援を行うことも想定するものとし、事業実施にあたり必要かつ最低限の広さを有するとともに、設置場所については区と事前に協議の上、利用者の利便性等事業の実施に適した場所とすること。

イ 事業所には、次の設備を設けるものとする。

(ア)相談室(利用者のプライバシーが守られるよう配慮すること。)

(イ)利用者が集まることができる設備

(ウ)その他事業を実施するために必要な設備

事業所の開設日等

ア 原則として、週5日以上、1日4時間以上開設する。(開設中については職員を事業所に配置することを原則とするが、事業運営上必要となる場合には、施設やその他の場所等、事業所外で業務に従事することを妨げない。ただし、この場合でも、電話やメール等により外部からの連絡等に対応できる体制をとること。)

イ 居場所支援の実施にあたっては、週3日以上、1日4時間以上開設する。

ウ ア、イにかかる具体的な曜日、時間等については、就労や就学している対象者の利用を想定し、区と協議により定めるものとする。なお、イの実施時間はアと重複することを妨げない。

エ 開設日時以外でも相談を受け付けられる、電話、メール等による連絡先を周知すること(ただし、対応は後日でも構わない。)。周知方法、周知の範囲等については、区と協議により定める。

2 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

原則として、令和5年4月1日から1カ月程度の期間については、本格的な実施に向けた準備期間とする。具体的な準備期間、準備期間中の業務内容等については、区と協議・調整を行うとともに、本業務に必要となる人員の確保・育成、各種マニュアル等の整備、備品の準備等、業務を適正に履行できる体制を整えること。

契約は年度ごとに行い、各年度における本事業の予算配当があること、前年度の履行実績が良好であることを契約の条件とする。

3 提案限度額(令和5年度分)

23,100,000円(消費税含む)を上限とする。

区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。(別紙参照)

本件は、契約年度における予算の配当を条件とする。また、その配当額によっては委託業務内容を調整することがある。

令和6年度以降の予算額については、令和5年度の本事業の利用状況を参考にして決定する。

4 参加資格

参加表明書の提出日時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない事業者（法人）で、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が運営していない又は事実上運営に参加していないこと。
- (6) 令和4年度を含む過去5カ年度の間に、児童養護施設等を退所した者に対するアフターケア等に関する支援業務を実施した実績があること。

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

6 選定方法

プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査委員による提出書類の審査及びヒアリング審査の結果、審査委員全員の合計点数の最も高い事業者を受託候補者として選定する。（合格基準は、満点に対して60%以上の評価点とする。）

(1) 書類審査

提出された書類を審査基準に基づき審査する。

(2) ヒアリング審査

審査委員会の委員によるヒアリング審査を行う。ヒアリングには法人代表者（または法人を代表して責任ある回答のできる者）を含む1名以上で参加すること。配置予定の支援コーディネーターが参加可能な場合は参加すること。

審査実施日時、会場等の詳細については、対象者に別途通知する。

ヒアリングの際に電子機器の使用、追加資料の提出等は受け付けない。

7 審査基準等

本プロポーザルでは、主に以下の点について審査を行う。

- (1) 法人の運営体制（専門性や実績、人権への配慮等）
- (2) 業務の実施体制（配置職員の経験や資格、人員配置、個人情報保護の取扱い等）
- (3) 児童養護施設退所者等への支援の現状及び本業務内容の理解度
- (4) 提案内容の充実度、有効性及び実現可能性
- (5) 業務に要する見積金額の妥当性

(6) ヒアリングでの説明内容の的確性、明快性等

8 手続き等

手続き等に当たっては、プロポーザル説明書を参照すること。

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間 令和5年1月5日(木)～令和5年1月19日(木)午後5時
場 所 「10 担当部課」に同じ
方 法 希望者に無償配布する(世田谷区ホームページからダウンロード可)
区HPのトップページ>目次から探す>子ども・教育・若者支援>子どもに関する条例・計画・方針等

(2) 参加表明書及び参加資格確認書類等の提出期限並びに提出場所及び方法

期 間 令和5年1月5日(木)～令和5年1月19日(木)午後5時(必着)
場 所 「10 担当部課」に同じ
方 法 郵送又は持参
ただし、郵送の場合は受付期間内に必着するように、必ず特定記録郵便または書留郵便にて送付することとし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(3) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 間 令和5年1月24日(火)～令和5年2月20日(月)午後5時(必着)
場 所 「10 担当部課」に同じ
方 法 郵送又は持参
ただし、郵送の場合は受付期間内に必着するように、必ず特定記録郵便または書留郵便にて送付することとし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

9 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、その書類を無効とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約に当たっては、契約書を作成する。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無:無
- (6) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (7) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- (9) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (10) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認め

ない。また、企画提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の詳細を得なければならない。

- (11) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (12) 提出された提案書類は、当該選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (13) 応募に必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
- (14) プロポーザル方式の透明性・公正性を確保するため、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表できることについて、了承の上で参加すること。
- (15) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (16) 企画提案書類等の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で作成できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。
- (17) 契約に際しては当該年度における予算の配当を条件とする。また、その配当額によっては委託業務内容を調整することがある。
- (18) 詳細は説明書による。

10 担当部課

世田谷区子ども・若者部 児童相談支援課 社会的養護推進担当

住 所 〒156-0043 世田谷区松原6-3-5

世田谷区役所梅丘分庁舎2階

(午前8時30分～午後5時 土日祝日除く)

電 話：03-6304-7740

FAX：03-6304-7786

メール：Sea03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp

世田谷区との一定額以上の契約には 「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年12月20日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。